

個人情報保護法が1日から完全施行された。この法律は、過去6ヶ月間に500人超の個人情報を持つ企業等の民間事業者(個人情報取扱事業者)を対象として、情報の取扱に関するルールを明確にするものである。

情報ネットワークが進化し、大量の情報のやり取りができるようになつた昨今、以前なら想像もできないような規模の個人情報の流失事故が発生している。こうした事故あるいは犯罪により個人情報が流出した場合、企業は一瞬にして社会的信

事件では、平成14年最高裁判所は住民に具体的な不利益は発生していないとしながら、原告住民1人あたり一方円の慰謝料と5000円の弁護士費用を支払うだけでなく、莫大な謝罪コストの発生により、企業の存立そのものが脅かされる状況におちいる。昨年2

月に発生したソフトバンクによる460万人の加入者個人情報漏えい事件では、謝罪に要した慰謝料の相場が1万円の司法判断が下ったことで40億円を超えるに至った。

宇治市における住民21万人分の基本情報の流出に個人の属性を示す情報が加われば、一人当たりの慰謝料の額はさらに跳ね上がる。こうしたものでは、個人情報保護法の対象となるのは、個人情報の漏えい事故等が発生した場合は、それにかかる費用がかかるからだ。企業は顧客情報だけが対象ではない。自社の社員やその家族のデータも対象となる。市販の人名録など

個人情報保護法

中小企業はどう対処すべきか 上

経営コンサルタント 西川 幸孝



さんなものであつたと言ふべきである。なぜかといふと、情報が社会基盤をなす社会において、個人情報保護法の影響はきわめて大きく、中小企業も対応が迫られている。具体的な対応をとれば、個人情報

は、業活動にとってない。まず、この法律が対象とするのは、個人情報の漏えい事故等が発生した場合は、それにかかる費用がかかるからだ。企業は顧客情報だけが対象ではない。自社の社員やその家族のデータも対象となる。市販の人名録など

意外と低いのである。また、5000件に至るため、個人情報保護法の定めに則り対策を行なうべきである。そしてそれが結果として顧客および取引先の信頼獲得につながると考えられる。

いはば、それだけで5000件となる。個人情報は、会社として活用するため、個人情報保護法の定めに則り対策を行なうべきである。そしてそれが結果として顧客および取引先の信頼獲得につながると考えられる。

(株式会社ビジネスリンク代表取締役)

（株式会社ビジネスリンク代表取締役）

（株式会社ビジネスリンク代表取締役）